

令和7年度の取組実施について

①令和7年度の取組実施方針

烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会(以下、本協議会)では、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施するため、令和7年度の達成を目標に36項目の取組を設定し、令和3年度から取組を進めている。

現状の取組実施状況を評価した上で令和7年度の取組実施方針(案)を示す。

【令和7年度の取組実施方針(案)】

- ・ 法的義務のある取組→令和7年度までの達成を目指し、最優先に実施する
- ・ その他の取組→取組達成(取組進捗率100%)を目指し、継続して実施する

令和7年度は法的義務のある取組を「最優先取組項目」に設定し、確実な取組実施を目指すとともに、フォローアップとして協議会構成機関間の情報共有を促すものとする。

【最優先取組項目(案)】

取組15 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施

令和7年度の取組実施について

②現在の取組進捗率 (取組1～18)

黄ハッチ: 取組進捗率が80%未満の取組

※取組5年間(令和3年～7年)の4年目であることから「100%/5年間×4年目=80%」

取組No	取組項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	下久保ダム管理所	前橋地方気象台	熊谷地方気象台	JR高崎支社	上信電鉄	高崎河川国道事務所
1	新たな関係機関参画の検討・推進	80%	80%	80%	80%	80%								20%
2	優先的に実施する堤防整備(流下能力対策)													70%
3	事前防災等の必要な樹木伐採・河道掘削の実施													80%
4	雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための施設を必要に応じて整備						100%		100%					80%
5	堤防等の復旧を効率的に行うための水防拠点や堤防天端上の車両交換場所の整備促進													73%
6	水防資機材の配備	40%	75%	67%	53%	50%	80%	60%						75%
7	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実		100%									60%	40%	
8	樋管の操作不要な無動力ゲートの導入による確実な運用体制の確保													60%
9	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信	80%	80%	75%	40%	80%	80%	60%	80%	75%	80%	80%		73%
10	情報伝達手段の多重化(コミュニティFM放送の整備、防災ラジオの配布、SNS配信など)	80%	80%	80%	80%	70%	80%	60%				80%	80%	80%
11	ライブカメラ等の情報をリアルタイムで提供	100%	80%	100%		80%	80%	60%					80%	50%
12	避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)の関連機関との連携状況や訓練の実施等を踏まえた精度向上	80%	80%	80%	80%	80%	60%	80%	80%	60%	60%	60%	40%	60%
13	広域避難計画の策定	30%	80%	20%		60%								
14	緊急避難場所の確保	100%												
15	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施	67%	87%	80%	87%	73%	80%	80%	最優先取組項目					
16	浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設等への情報伝達体制の確保	40%	90%	40%	40%	60%								
17	洪水時におけるホットライン	67%	70%	80%	67%	67%	60%	60%	73%	70%	70%	80%	30%	65%
18	市町のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供	80%	80%	100%	80%	80%								60%

令和7年度の取組実施について

②現在の取組進捗率（取組19～36）

黄ハッチ：取組進捗率が80%未満の取組

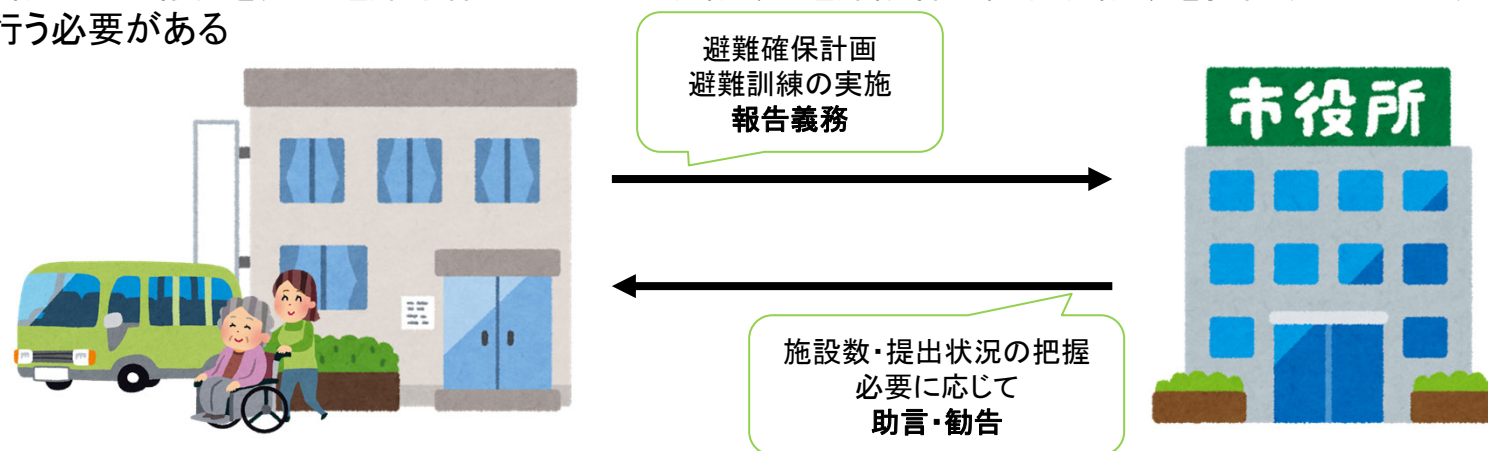
取組No	取組項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	下久保ダム管理所	前橋地方気象台	熊谷地方気象台	JR高崎支社	上信電鉄	高崎河川国道事務所
19	不動産関連事業者に対し、不動産関係団体の研修会等で水害リスク情報を提供	80%	80%	80%	80%	80%								60%
20	市町・自主防災組織等による要配慮者の避難支援体制の推進	53%	60%	65%	50%	60%		80%						
21	避難場所（避難所）改善検討	80%	95%	70%	80%	80%								
22	想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく、洪水ハザードマップの普及・啓発	40%	80%	60%	47%	80%	80%	80%						30%
23	気象庁で提供する防災気象情報活用に向けた普及・啓発									80%	80%			
24	地域の自主的な避難につながる避難訓練等の実施	80%	80%	100%	50%	67%								
25	自主防災組織の維持と避難誘導者の担い手の指定・育成	80%	80%	87%	80%	60%	70%							
26	防災知識の向上のための住民等への説明会・出前講座等の開催	60%	80%	100%	80%	80%	80%	80%	80%	70%	80%			80%
27	浸水想定区域内の小中学校等における水防災教育の実施（教育委員会及び教職員と連携し、継続的な水防災教育の場を実現する）	50%	60%	33%	40%	80%	70%	50%		40%	80%			54%
28	関係自治体等の公共施設及び公共交通機関施設等への防災関連情報の掲示やパンフレットの設置	100%	80%	100%	80%	80%	60%	40%	80%	80%	80%	40%	0%	100%
29	浸水想定区域内の水害リスクのある住民等に対するマイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発	80%	80%	100%	80%	80%	80%	60%						80%
30	災害リスクの現地表示の促進（まるごとまちごとハザードマップの実施）	60%	80%	20%	70%	100%	70%	60%						
31	自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	53%	53%	53%	60%	60%	80%	80%	80%	80%	20%	60%	0%	50%
32	水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	40%	80%	70%	80%	80%	65%	90%						
33	関係機関と連携した水防技術の継承等のための水防訓練の実施	80%	80%	40%	80%	80%	80%	80%		40%	60%			60%
34	水防団員の実働者（担い手）の確保			90%	53%	80%								
35	排水作業準備計画（案）に基づく関係機関と連携した緊急排水活動の実働訓練の実施	80%	80%				80%							30%
36	排水作業準備計画（案）に基づく排水樋管の管理者（操作委託者）による樋管操作訓練の実施	0%	60%	60%										70%

令和7年度の取組実施について

③最優先取組項目(案) 取組15 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施

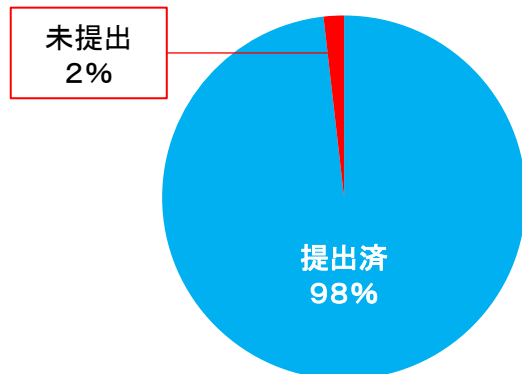
(1)避難確保計画の作成・避難訓練の実施に関する報告義務、助言・勧告

- 水防法に基づき、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施は自治体への報告が義務付けられている
- 自治体は施設からの報告を受け避難確保計画の作成施設数・避難訓練の実施施設数を把握すると共に、必要な場合は助言・勧告を行う必要がある

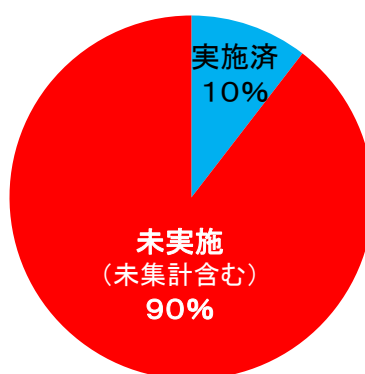


(2) 烏・神流川流域における避難確保計画の作成・避難訓練の実施状況

避難確保計画の提出状況



R6年度避難訓練の実施状況



- 避難確保計画は5市町中4市町で提出率100% (残り9施設)
- 令和6年度の避難訓練の実施率は10% (497施設中488施設が未実施(未集計を含む))

提出率・実施率100%を目指す

- 自治体からの積極的な声かけ
- 要配慮者利用施設への支援

次ページ～ 避難訓練の実施頻度・種類・報告様式

令和7年度の取組実施について

③最優先取組項目(案) 取組15 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施

(3)要配慮者利用施設における避難訓練の実施について

1)避難訓練の実施頻度

避難訓練は、定期的に実施することとし、原則として年に1回以上は実施するものとする

2)避難訓練の種類

1.立ち退き避難訓練

対象者:

施設職員・施設利用者
避難支援協力者

訓練内容:

避難確保計画に定めた施設外の避難先に立ち退き避難させる訓練

参考事例:

高崎市の避難訓練実施事例



2.屋内安全確保訓練

対象者:

施設職員・施設利用者
避難支援協力者

訓練内容:

避難確保計画に定めた施設内の避難先に垂直避難させる訓練

参考事例:

玉村町・上里町の避難訓練実施事例



3.図上訓練

対象者:

施設職員・避難支援協力者

訓練内容:

- ・立ち退き避難訓練や屋内安全確保訓練を図上で行う訓練
- ・情報伝達訓練等と併せて行う場合がある

4.情報収集・情報伝達訓練

対象者:

施設職員・避難支援協力者

訓練内容:

避難確保計画に定めた内容や担当者のそれぞれの役割を踏まえ、想定する災害シナリオに基づき、情報収集や情報伝達を行う訓練

5.避難経路等の確認訓練

対象者:

施設職員

訓練内容:

現地を実際に見て、避難確保計画に定めた避難先や避難経路の安全性等について確認する訓練

6.設備や装備品、備蓄品 持出品等の確認訓練

対象者:

施設職員

訓練内容:

避難に必要な設備や装備品の点検や備蓄品を確認、立ち退き避難先への持出品を実際に準備する訓練

引用:要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き(令和4年3月)

令和7年度の取組実施について

③最優先取組項目(案) 取組15 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施

(3)要配慮者利用施設における避難訓練の実施について(続き)

3)避難訓練の実施報告内容

要配慮者利用施設の責任者は、避難訓練実施後に訓練結果を自治体へ報告する義務がある(訓練後1か月以内が目安)

【訓練報告内容】

- 実施日時
- 実施場所
- 想定した災害の種別
- 訓練の種類と内容
- 訓練参加者と参加人数
- 訓練実施責任者
- 訓練で確認した内容
- 訓練によって確認された課題とその改善方法

訓練実施結果報告書(様式例)

＜訓練実施結果報告書(様式例)＞				
施設名				
訓練実施日時	〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 ~ 〇〇時〇〇分まで			
訓練実施場所				
想定災害	☐ 洪水 ☐ 土砂災害 ☐ 高潮 ☐ 津波 ☐ その他の災害()			
訓練の種類、 訓練の内容	☐ 立退き避難訓練		☐ 避難経路等の確認訓練	
	☐ 屋内安全確保訓練		☐ 情報収集、情報伝達訓練	
	☐ 図上訓練		☐ 設備や装備品、持ち出し品の確認訓練	
	☐ その他()			
	訓練内容(自由記述)			
訓練参加者、 参加人数	職員等(☐ 全員 ☐ 一部) : 〇〇人 施設利用者(☐ 全員 ☐ 一部) : 〇〇人 ※学校の場合は生徒、児童 (社会福祉施設や病院の場合は、うち通所利用者 : 〇〇人) その他訓練参加者 施設利用者の家族 : 〇〇人 避難支援協力者(地域住民等) : 〇〇人			
訓練実施責任者				
確認事項	施設利用者の避難支援(避難誘導)に要した人数	〇〇人	施設利用者全員の避難に要した時間	〇〇時間〇〇分
	避難先や避難経路			
	その他			
訓練によって確認された課題とその改善方法等				
訓練記録作成者				

引用:要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き(令和4年3月)